

財形年金預金規定

1. (預入れの方法等)

- (1) この預金は、勤労者財産形成年金貯蓄非課税制度の適用を受け、5年以上の期間にわたって、最終預入日まで年1回以上一定の時期に事業主が預金者の給与から天引きして預入れるものとします。
- (2) この預金には、最終預入日までに支払われる勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関、または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3) この預金の預入れは1口1,000円以上とします。
- (4) この預金については、財形年金預金ご契約の証（以下「ご契約の証」という。）を発行し、預入れの残高を6か月に1回以上書面により通知します。

2. (預金の種類、とりまとめ継続方法)

- (1) 支払開始日は、最終預入日の6か月後の応当日から5年後の応当日の属する月の翌月末日までの間の任意の日とし、支払開始日の3か月前の応当日を「年金元金計算日」とします。また、年金元金計算日前1年ごとの年金元金計算日の応当日を「特定日」とします。
- (2) 前1条による預金は、1口の期日指定定期預金としてお預りします。ただし、預入日から年金元金計算日までの期間が1年未満のときは、1口ごとに年金元金計算日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）としてお預りします。
- (3) 特定日において、預入日（継続したときはその継続日）から期間が2年を超える期日指定定期預金（本項により継続した期日指定定期預金を含む。）は満期日が到来したものとし、その元利金の合計額をとりまとめ、1口の期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (4) この期日指定定期預金は、この規定の定めによる以外には満期日を指定することはできません。

3. (分割、支払方法)

- (1) この預金は、年金元金計算日に次により分割し、支払開始日以降5年以上20年以内の期間にわたって年金として支払います。この場合、すべての期日指定定期預金は年金元金計算日に満期日が到来したものとし、その元利金と自由金利型定期預金（M型）の元利金との合計額を「年金計算基本額」とします。
 - ① 年金計算基本額をあらかじめ指定された支払回数で除した金額（ただし100円単位とします。）を元金として、年金元金計算日から3か月ごとの応当日を満期日とする12口の期日指定定期預金または自由金利型定期預金（M型）（以下これを「定期預金（満期支払口）」という。）を作成します。
 - ② 年金計算基本額から前1号により作成された定期預金（満期支払口）の元金の合計額を差引いた金額を元金として、1口の期日指定定期預金（以下これを「定期預金（継

続口)」という。)を作成します。

③ 定期預金(満期支払口)は、各々その満期日に、元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金します。

(2) 定期預金(継続口)は、満期日に前1項に準じて取扱い、以後同様とします。

この場合、前1項に「年金計算基本額」とあるのは「定期預金(継続口)の元利金」と、「年金元金計算日」とあるのは「定期預金(継続口)の満期日」と、「あらかじめ指定された支払回数」とあるのは「あらかじめ指定された支払回数のうち定期預金(継続口)の満期日における残余の支払回数」と読み替えるものとします。ただし、残余の支払回数が12回以下になる場合には、当該定期預金(継続口)の元利金から定期預金(満期支払口)の元金の合計額を差引いた金額は、預入期間が最も長い定期預金(満期支払口)に加算します。

(3) この期日指定定期預金は、この規定の定めによる以外には満期日を指定することはできません。

4. (利息)

(1) 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合

① この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日(継続したときはその継続日)から満期日の前日までの期間について、預入日(継続したときはその継続日)現在における店頭掲示の預金利率表記載の次の利率を用いて、1年複利の方法で計算します。

利率は金融情勢の変化により変更することがあります。この場合、新利率は、変更日以後預入れられる金額についてはその預入日(すでに預入れられている金額については、変更日以後最初に継続される日)から適用します。

イ. 預入日から満期日までの期間が1年以上2年未満の場合

・・・1年ものの期日指定定期預金利率

ロ. 預入日から満期日までの期間が2年以上の場合

・・・2年ものの期日指定定期預金利率

② この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの期間について、解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

③ この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合および財形預金共通規定第7条により解約する場合には、その利息は、預入金額ごとに預入日(継続したときは最後の継続日)から解約日の前日までの期間について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。

イ. 6か月未満・・・・・・・・・・解約日における普通預金の利率

ロ. 6か月以上1年未満・・・・・・・・2年ものの期日指定定期預金利率×40%

ハ. 1年以上1年6か月未満・・・・2年ものの期日指定定期預金利率×50%

ニ. 1年6か月以上2年未満・・・・2年ものの期日指定定期預金利率×60%

ホ. 2年以上2年6か月未満・・・2年ものの期日指定定期預金利率×70%

ヘ. 2年6か月以上3年未満・・・2年ものの期日指定定期預金利率×90%

④ この預金の付利単位は1円とします。

(2) 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金(M型)の場合

① この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日(継続したときはその継続日)から満期日の前日までの期間について、預入日(継続したときはその継続日)現在における店頭掲示の預金利率表記載の利率を用いて、計算します。

利率は金融情勢の変化により変更することがあります。この場合、新利率は、変更日以後預入れられる金額についてはその預入日(すでに預入れられている金額については、変更日以後最初に継続される日)から適用します。

② この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの期間について、解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

③ この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合および財形預金共通規定第7条により解約する場合には、その利息は、預入金額ごとに預入日(継続したときは最後の継続日)から解約日の前日までの期間について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。

イ. 6か月未満・・・解約日における普通預金の利率

ロ. 6か月以上1年未満・・・第2項第1号の適用利率×50%

④ この預金の付利単位は1円とします。

5. (預金の解約)

(1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2) やむを得ない事由により、この預金を第3条による支払方法によらず解約する場合は、この預金のすべてを解約することとし、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、ご契約の証とともに当店へ提出してください。

この場合、期日指定定期預金は満期日を指定することはできません。

(3) 前2項の解約の手続きに加え、当該預金の解約を行うことについて正当な権限を有する事を確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。

6. (税額の追徴)

前5条によりこの預金を解約する場合は、払出時の利息について非課税の適用が受けられなくなるとともに、すでに非課税として支払われた利息について5年間にわたり遡及して税額を追徴します。ただし、預金者の死亡、重度障害による払出しの場合を除きます。

7. (退職時等の支払い)

最終預入日までに退職等の事由により勤労者でなくなった時は、この預金は、第2条およ

び第3条にかかわらず次により取扱い、退職等の事由の生じた日の1年後の応当日の前日以後に支払います。この場合、第5条2項と同様の手続きをとってください。

- (1) 期日指定定期預金は、退職等の事由が生じた日の1年後の応当日の前日を満期日とします。
- (2) 退職時の事由が生じた日以後、1年以内に満期日の到来する期日指定定期預金は、その継続を停止します。

8. (最終預入日等の変更)

最終預入日または支払開始日、もしくは支払回数を変更するときは、最終預入日までに、当金庫所定の書面によって当店に申出てください。ただし、支払開始日を繰上げる場合は変更後支払開始日の1年3か月前応当日までかつ最終預入日までに、繰下げる場合は変更前支払開始日の1年3か月前応当日までかつ最終預入日までに申出てください。

9. (契約の証の有効期限)

この規定によりお預りした預金の支払いが完了した場合は、ご契約の証は無効となりますので直ちに当店へ返却してください。

10. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

2020年4月1日現在